

著作権に関する裁判例
「写真の著作物に関する侵害」事件

H26.5.27 判決 知財高裁 平成 25 年（ワ）第 13369 号

損害賠償等請求事件：請求認容

概要

原告の写真の著作物が、被告の店舗の看板に使用された事案において、**著作権の侵害及び著作者人格権の侵害が認められた事例**

〔経緯〕

本件は、写真家である原告が、被告三越伊勢丹の店舗内に被告アンダーカバーが設置した猫の写真等を多数並べて貼り付けた看板（以下「本件看板」という。）に原告が撮影した猫の写真又はその複製物を加工したものが使用されていたことについて、被告アンダーカバーについては原告の著作権（複製権又は翻案権）及び著作者人格権（同一性保持権及び氏名表示権）の侵害行為があり、被告三越伊勢丹については被告アンダーカバーの上記侵害行為を幫助し、又は被告アンダーカバーに看板の設置場所を漫然と提供したことに過失があると主張して、被告らに対し、不法行為に基づく損害金の請求等を求めた事案である。

〔当事者等〕

1 原告

原告は、猫等の写真を撮影する写真家であり、別表記載の 5 冊の写真集の著者である。これらの写真集に掲載された猫の写真はいずれも原告が撮影したものであり、原告はこれらの写真の著作権及び著作者人格権を有している。

2 被告

被告アンダーカバーは、被告三越伊勢丹が経営する伊勢丹新宿本店 3 階の婦人服売場内にテナントとして出店し、平成 24 年 12 月 5 日から平成 25 年 1 月 30 日頃までの間、本件看板を本件売場に設置した。

3 本件看板

本件看板は、猫を被写体とする写真又はその複製物（等倍又は縮小若しくは拡大コピーしたもの）を猫の顔の部分を中心に切り取った上、猫の目の部分をくり抜く加工を施したものを多数並べて貼り付けたものである。本件看板の背後には照明が設置され、猫の目の部分から光が漏れるようになっている。

〔争点〕

被告アンダーカバーは、コピー使用分について複製権侵害が成立すること並びに現物使用分及び

コピー使用分のいずれについても同一性保持権及び氏名表示権の侵害が成立することを争っていない。また、原告においても現物使用分については複製権侵害を主張するものではない。

被告三越伊勢丹については、被告アンダーカバーによる著作権及び著作者人格権侵害行為を幫助し、又は漫然と本件看板の設置場所を提供したことについて過失があるので不法行為責任を負う旨主張している。

そうすると、本件の争点は、（1）被告アンダーカバーによる翻案権侵害の有無、（2）被告三越伊勢丹の責任の有無、（3）原告の損害額、（4）名誉回復措置請求の当否が争点である。

〔裁判所の判断〕（筆者にて適宜要約、下線。）

1 争点（1）被告アンダーカバーによる翻案権侵害の有無

（1）証拠及び弁論の全趣旨によれば、原告写真は、いずれも猫そのもの又は猫を含む風景を被写体とした写真であること、被告アンダーカバーは、写真集に掲載された原告写真又はそのコピーに、猫の顔の部分を中心に切り取るか、又は猫のほぼ全身部分を切り取った上、更にその目の部分をくり抜く加工を施したことが認められる。これらの加工はいずれも定型的で単純な行為であり、これによって新たな思想又は感情が創作的に表現されたということとはできない。

したがって、この点について原告写真の翻案権侵害をいう原告の主張は失当というべきである。

（2）本件看板は、目の部分をくり抜いた猫の写真ないしその複製物を色彩あるいは大きさのグラデーションが生じるように多数並べてコラージュとしたものであり、全体として一個の創作的な表現となっていると認められる一方、これに使用された原告写真又はそのコピーのそれぞれは本件看板の全体からすればごく一部であるにとどまり、本件看板を構成する素材の一つとなっていることができる。

そうすると、本件看板に接する者が、原告写真の表現上の本質的な特徴を直接感得することができるといえないと解すべきである。

したがって、本件各パネル又は本件看板の作成行為が原告の翻案権を侵害すると認めることはできない。

2 争点(2) 被告三越伊勢丹の責任の有無について

本件看板の作成は被告アンダーカバーにより行われたものであって、作成行為自体に被告三越伊勢丹が関与したことをうかがわせる証拠はない。また、本件看板を本件売場に設置し、これを訪れた買物客らに見える状態に置くことは、それ自体として原告写真についての原告の著作権又は著作者人格権の侵害となるものではない。

なお、原告は、本件各パネルを本件売場において組み立てて本件看板とする行為が著作権又は著作者人格権を侵害するものであって、被告三越伊勢丹はこれを幫助したとも主張するが、上記行為は複数のパネルを順番に並べるという単純な行為であって、これを独立の侵害行為とみることは相当でない。したがって、被告三越伊勢丹が被告アンダーカバーによる著作権等の侵害行為を幫助したと認めることはできない。

3 争点(3) 原告の損害額について

(1) 著作権侵害について

本件看板においては、多数の猫の顔写真を用いたコラージュ看板を作成するための素材として使用されたものであって、個々の原告写真が一個の作品として使用されるものではない。・・・そして、上記のような原告写真の使用の態様と、本件看板は、我が国有数の百貨店において多数の買物客らの目を引くように設置されたものであるが、その設置期間が約2か月にとどまったことなど本件に現れた諸事情を総合考慮すると、本件における原告写真の使用料は1枚当たり1回につき1万円と認めるのが相当である。

(2) 著作者人格権侵害について

被告アンダーカバーは、原告写真の現物又はコピーを使用して本件看板を作成して原告の同一性保持権及び氏名表示権を侵害したものであるところ、同一性を侵害された原告写真が多数に及ぶ上、その改変行為は猫の目の部分をくり抜くという嗜虐的とも解し得るものであって、その性質上、原告の意に大きく反するということができる。また、証拠及び弁論の全趣旨によれば、原告は専ら猫や犬を被写体として撮影する写真家であり、原告写真が収録された写真集は、原告が長い年月を掛けて、世界各地を旅して作成したものであり、さらに、改変された写真の中には原告自身の飼った猫のものもあることが認められる。これらのことからすれば、被告アンダーカバーの著作者人格権侵害により原告が被った精神的損害は甚大なものであって、本件看板の設置期間が

約2か月であること、被告アンダーカバーが原告に対し謝罪の意を表していることといった事情を考慮しても、本件における慰謝料の額は200万円をもって相当というべきである。

4 争点(4) 名誉回復措置請求の当否について

本件看板には原告写真以外の猫の写真を含む多数の写真又はその複製物に前記のような加工を施したものが並べられて一個の表現物となっていると認められ、これを見た者が本件看板に原告写真が使用されていることを認識する可能性は極めて低いものと解される。・・・本件看板の設置により原告の名誉又は声望が毀損されたと認めるには足りないから、著作者人格権侵害に基づく謝罪広告の掲載請求はいずれも理由がないというべきである。

[検討]

本判決は、被告の著作権侵害と著作者人格権侵害が認められ、損害賠償と慰謝料の支払いを被告に命じた事案である。

この点、著作者人格権侵害について、裁判所は、『同一性を侵害された原告写真が多数に及ぶ上、その改変行為は猫の目の部分をくり抜くという嗜虐的とも解し得るものであって、その性質上、原告の意に大きく反する』として、200万円の慰謝料を認めた。一方で、翻案権の侵害については、原告の著作物である猫の写真又はその複製物を猫の顔の部分を中心に切り取った上、猫の目の部分をくり抜く加工を施したものを多数並べて貼り付けた本件看板を作成したものであるが、裁判所は、『これに使用された原告写真又はそのコピーのそれぞれは本件看板の全体からすればごく一部であるにとどまり、本件看板を構成する素材の一つとなっている』と判断し、翻案権の侵害を認めなかった。

《実務上の指針》

他人の著作物を利用する場合は、著作者の許諾を得て、改変等せずに使用をすることが原則である。

許諾を受けたとしても、著作者に無断で、著作物を改変してしまうと、翻案権及び著作者人格権の侵害となる場合がある。したがって、このような場合は、改変した著作物に対する利用の許諾を受けることは、もちろんのこと、著作者人格権についても手当てが必要である。具体的には、著作者人格権を行使しない旨の特約の締結の必要がある。

その他、譲受けの場合の注意事項として、著作者は、財産権としての著作権と著作者人格権を有しており、著作者人格権は、譲渡できないとされている。

そこで、著作権の譲受けの際にも、上記と同様に著作者人格権の不行使の特約が必要となる点に留意すべきである。以上